

稲沢市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 稲沢市（以下、「市」という。）は、市が来訪者に対する利便性の向上を目的として提供する無料インターネット接続サービス（以下、「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

第2条 市は、市が契約する公衆無線LANサービス事業者（以下、「受託者」という。）が提供する無線LANのアクセスポイントを市内公共施設に設置するものとする。これにより、稲沢市公衆無線LAN利用規約（以下、「本規約」という。）及び受託者が定める利用規約に同意した利用者（以下、「利用者」という。）は、無線LAN利用可能エリアにおいて、利用者が用意したWi-Fi接続機能を有する通信機器等を無線LANに接続することができるものとする。

(利用規約の同意)

第3条 無線LANの利用者は、本規約に同意したものとする。

(利用料金)

第4条 利用者は、無料で無線LANを利用できるものとする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(免責)

- 第5条 市は、利用者が無線LANを利用し又は利用しようとし又は利用できなかったことに起因する一切の損害、トラブル等に関していかなる責任を負わないものとする。
- 市は、利用者が無線LANを経由してインターネットに接続したことに起因する一切の損害、トラブル等に関して、いかなる責任も義務も負わないものとする。
 - 市は、無線LANに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと及び無線LANが中断なく稼動することを保証しないものとする。
 - 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。Wi-Fi接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、市は、いかなる責任も負わないものとする。
 - 市は、無線LANの利用状況の調査、サービスの向上や市施策の参考などを目的として、利用者のアクセスログ、MACアドレスの取得を行い利用することができるものとする。

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為

- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
 - (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
 - (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
 - (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
 - (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信
 - (11) 無線LANの利用のみを目的とし滞在する行為
 - (12) その他、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 市が必要と認める場合、市は、予告なく無線LANの運用を中止又は終了できるものとする。なお、中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、市は、いかなる責任も負わないものとする。

(本規約の変更)

第8条 本規約の内容は、市が必要と判断した場合には、予告なく変更することができるものとする。本規約の変更後に無線LANを利用した場合、利用者は、当該変更について同意したものとする。

(損害賠償)

第9条 利用者が本規約又は受託者が定める規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(法令等の遵守)

第10条 利用者は、無線LANの利用にあたって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとする。

(準拠法等)

第11条 本規約に関する準拠法は、日本国法とする。

- 2 本規約又は無線LANに関連して市と利用者間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則 本規約は、令和3年8月2日から施行する。